

## 第21回

### 新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年12月5日（金）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

### 【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

### 【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	財団法人 地球・人間環境フォーラム 主任研究員

### 【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

### 【政府関係者】

北村 俊博(代理出席)	外務省国際協力局政策課首席事務官
塩塚 美那子	
高見 博(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
小林 香	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聡 JICA 企画部業務企画第二課課長  
渡辺 泰介 JICA 審査部次長  
杉本 聡 JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

岡崎 克彦 JICA 審査部部长

午前 10 時 00 分 開会

開 会

○原科座長 おはようございます。10 時になりましたので、第 21 回の有識者委員会を開会いたします。

きょうは 1 時まで時間をお取りいただいておりますけれども、できればお昼ぐらいまでに終わればと思っております。お送りいただきましたコメントのまとめでございますが、事前に拝見しまして、幾つかは簡単に対応できそうなものでしたので、これまでほどは時間がかからないと思います。

順に参りますが、その前にまず新委員を御紹介したいと思います。

福田委員が退任されましたので、その後公募しまして、満田さんに委員になっていただきました。どうぞ自己紹介をお願いします。

○満田委員 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。本日から委員を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

○原科座長 今までフロアから随分発言していただきましたけれども、今度はこちら側になりまして、ちょっと立場が変わりますけれども、積極的に御参加いただきたいと思いません。

それでは、まず資料を確認しておきましょう。21-1-1 が中間報告の案です。これは学識委員 4 名からのものがございます。それから、それに対していただいた御意見を事務局で整理していただいたものが 21-1-2 でございます。もう一つ、21-1-3 が

日本計画行政学会からの提言といたしますか、御意見をいただいております。環境社会配慮研究専門部会からの提言でございます。これは今後の議論のときにも参考にさせていただきたいと思っております。

## 議 題

### (1) 中間報告(案)について

○原科座長 それでは、いよいよ本題に入ります。

中間報告(第2案)に対する委員コメントをいただいております。案を直したものをお送りしまして、随分手を入れて直しましたので大分御意見も少なくなっておりますが、順番に参りたいと思っております。

まず6ページ5行目でございます。「ガイドライン改訂に当たっての基本的な考え方」のところ、これは対象事業をどうするかというところですね。「組織の行う業務のうち、環境に少なからぬ影響を与えるおそれのある事業及び関連する業務の全てとする」という表現にしました。特に「少なからぬ」という表現を使ったわけですが、これに対して御意見をいただいております。清水委員と満田委員、順に御説明を簡単にお願いたします。

○清水委員 この件につきましては、現在、原科先生が今おっしゃったとおり、「環境に少なからぬ影響を与えるおそれのある事業及び関連する業務の全て」と書いてあるわけですが、一方で、現在のJICA・JBICの環境ガイドラインの書きぶりですと、カテゴリCの定義が「環境への望ましくない影響が、最小限かあるいは全くないと考えられる」とありますので、今の表現ですと、スクリーニングによってカテゴリCに分類されるという作業が抜け落ちてしまうかと考えてましたので、ここのコメント案に書かせていただいたとおり、対象を明確化した方がいいのかと思いました。4点ございまして、技術協力、有償資金協力、無償資金協力と、第8号——つまり協力準備調査ですかね——のうち技術協力、有償・無償資金協力に関する業務というようなことで書いてはどうかと思いました。

○原科座長 では、満田委員、どうぞ。

○満田委員 私のコメントの趣旨も清水委員と全く同様でございます。

提案といたしましては、同じような提案なのですが、「環境に影響を与える可能性のある事業」というような修正案もあり得るのかなと思っております。

もう1つの案といたしましては、これを裏返したような形で、前回の委員会のときに事務局から事例が出ました研修であるとか専門家派遣など、明らかに環境ガイドラインの対象となり得ないような業務を例えばFAQの中で列記するというようなやり方もあるのかなと考えております。

○原科座長 ありがとうございます。

「少なからぬ」という表現でよろしいかなと思ったのですが、そうしますと、最初の御意見のように、スクリーニングでCが環境にほとんど影響がない、あるいはないということで、「少なからぬ」だとそれよりもうちょっと程度が大きいわけですから、Cを設けた意味がなくなってしまうのではないかという御意見でございます。

では、「少なからぬ」を外しましょうか。「環境に影響を与えるおそれ」。どうでしょう。列挙するとなるとまた議論になりますからね。だから、「少なからぬ」を外して、スクリーニングで影響のないものは外れるということで。そんなことにしましょうか。では、修正いたします。これを削除いたします。「環境に影響を与えるおそれのある」ということでいきます。

それでは、次に参ります。3. 1. 12ページになります。きょうはいいですね。ぼんと12ページに飛びましたね。前はなかなか前に進まなかったのに、きょうは12ページへすぐ飛びまして、3. 1. 3. 1. 1、12ページの13行目でございます。「一部の被影響住民」云々ですね。これは御意見をいただいて追加した部分ですが、事務局から御説明ください。

○事務局（杉本） この内容がという話ではございませんで、以前私どもの方から現地補足調査の結果ということで先生に加筆いただいたものでございますが、12ページに赤で追加していただきました部分は、実は13ページに追加していただいた部分と一緒に旧J B I Cの現地調査の結果だったものですから、次の2ページの頭のものと一緒にのすけれども、13ページの方に合わせてまとめていただければということでございます。

○原科座長 わかりました。

今の件はよろしいでしょうか。では、そのようにいたします。

次に参ります。13ページ15行目です。これは今の移動したところですね。

○事務局（杉本） ここに3つ挙げていただいておりますが、これに先ほどのものをスライドしていただければということが主な点でございます。

○原科座長 そうしますと、今の操作をしまして整理したのが修正案というところで、4

つになるということになります。そして表現はこのようになるということですが、いかがでしょうか。文章が少し変わったのですかね。追加で移動した部分が上ので、4つ目の文章が少し変わったのですね。ということで、よろしいでしょうか。

○事務局（杉本） いずれも内容としましては9月末に事務局から報告させていただいた内容に沿ったものでございます。

○原科座長 それでは、御確認いただいたということで、このようにさせていただきます。

次は13ページの3.2になりますが、「新JICAの業務内容と業務フロー」で、下から3行目、4行目の2つですね。これも御説明をお願いします。「新JICAに移管された実施事業」、これは「サブスキーム」に変える。それから「人材研究支援無償」、これは「育成」が入るということですね。

○事務局（杉本） 「サブスキーム」は、これは無償の中のサブスキームということで、「事業」よりは「サブスキーム」の方が言葉としてはよかろうということで出させていただきました。

○原科座長 それでは、「サブスキーム」に変えます。それから、「人材育成研究支援無償」に表現を改めます。

次は16ページの9行目になります。「その業務のうち、環境に少なからぬ影響を与えるおそれのある事業及び関連する業務の全てをガイドラインの対象とする」。これはさっきと同じところですね。だから、「少なからぬ」を外すということでよろしいですね。では、これは修正します。

16ページ15行目です。「新しい枠組みである協力準備調査も各スキームの一部として、改定ガイドラインの適用対象とする」。

○事務局（杉本） コメントというほどではないのですけれども、むしろファクトの点からということですが、座長に「各スキームの一部として」ということで御修正いただいているのですけれども、読み方次第では、本当に一体になってしまって……

○原科座長 ここは事務局に教えてもらって直したままですが、「案件準備段階の」が足りなかった。それを追加してくださいということですね。

○事務局（杉本） はい、さようでございます。

○原科座長 私はそれでよろしいかと。いいですか。これは事務局に教えていただいて直したところでは、これは追加いたします。

では、次に行きます。16行目。「この早期段階からの配慮により」云々。ここで御意

見をいただいております中委員、お願いいたします。

○中委員 中でございます。

前回、前々回、迅速化の観点についてコメントさせていただきましたが、6ページの下から2行目からの(注)に記載していただきありがとうございます。

ただ、この6ページに「案件の初期段階から情報公開や必要な調査を行い、実施段階での手戻りを防ぐ必要がある」という記載があります。この趣旨は理解しているのですが、必ずしも初期段階からの配慮が迅速化につながらないようなこともあるのではないかと懸念されます。16ページの4. 1. 1に、「この早期段階からの配慮により、後の段階からの手戻りが少なくなる等の結果、迅速化の要請に答えることができると期待される」とあります。今の段階の提案で恐縮であり、かつ皆さんの総意ではないとは思いますが、「産業界委員からは、本体事業における審査要件の明確化が重要であり、調査段階の手続きを詳細に規定してしまうと、早期段階からの配慮が必ずしも迅速化に繋がらない事態が懸念される、との意見が出された」ということを両論併記のような形で記載していただくことを御検討いただけないかという趣旨でございます。

○原科座長 この趣旨のことは、ほかに書いたような覚えがあります。この部分は、改訂ガイドラインの適用対象としては早期からやりましょうということなので、ここにそれを書くちょっとバランスが悪いように思うのです。だから、この部分はこのぐらいでいいと思うのです。話がほかにずれてしまいますね。これは適用対象として、どういう段階からかを言っているのです。一応17回までの議論がベースなのでこういう格好になっております。迅速化に関してはどこかほかのところで書きましたね。

○中委員 6ページに書いていただいておりますが。

○原科座長 だから、ここで書くのはちょっと……。これを書いた者としてはしようがないかなという感じがしますけれども、どうでしょうか。しかも特別に注として詳しく書いてありますね。

○中委員 余り御賛同がいただけないようであれば、議事録に記載していただいて、それは結構でございます。

○原科座長 適用対象という話なので、ちょっとここでは……。またほかで関係するところがあれば。

○中山委員 中委員の今の発言を考えてもそうなのですが、6ページに書いていただいていることは、少なくともそういう事実があるということです。

あと、きょうの議事録は残りますので、原案どおりでいいんじゃないでしょうか。

○原科座長 ほかにまた何か配慮すべきところがあったら、そこで考えましょう。この文はそういうことにさせていただきます。

○中委員 わかりました。

○原科座長 次は3ページに参ります。16ページ22行目でございます。「有償資金協力及び無償資金協力の案件は、緊急時の対応の対象外であるという意見が出されたが、緊急時の対応が必要な無償資金協力の案件も想定されるとの見解も表明され、」、「の」は要らないですね。「この点については引き続き議論する」となっております。ここに関しまして御意見をいただいております。北村委員の代理の塩塚さん。

○北村委員（代理：塩塚） 外務省国際協力局政策課の塩塚でございます。これまでオブザーバーで参加させていただいていたのですけれども、きょうは北村が都合がつかず、代理を務めさせていただきます。

このコメントは前回の繰り返しになってしまうのですけれども、前回、北村から、有償及び無償の案件を緊急時の対応の対象外としてしまうのはいかがなものかという意見を出させていただきました。それについては、無償のみならず有償についても想定としては可能性を否定できないとバックシートからも意見が出ていたように記憶しておりますので、そこは有償を排除しない形で、無償及び有償についてもというところを引き続き書かせていただければと思っております。

○原科座長 有償も緊急時に対応する可能性があるということで前回御説明いただいて、その場では、恐らくそれは非常に低いだろうということで外したと思うのですが、やはりこれは復活してほしいという御提案です。いかがでしょうか。

○中山委員 私もこれを考えたのです。一番多いのが例の土砂ダムであって、それで調査が入ったと。そのときは調査で緊急開調とか緊急無償で済んだ。ただ、どうしても抜本的にしなければならぬということで有償案件になることはあり得ます。ですから、この表現でいいと私は思います。提案を変えていただいた方が可能性として広がるのかなということで、外務省さんの意見に賛同いたします。

○原科座長 それは無償で始まって後で有償ということではなくて、最初から有償ということですか。そこはちょっと微妙ですよ。

○中山委員 だから、そういう可能性を否定しないということです。

○原科座長 ほかに御意見いただけますか。特になければ、これを追加いたします。よろ



しいでしょうか。——それでは、そのようにいたします。

それでは、17ページ5行目です。全般というところでいただいております。中委員、お願いいたします。

○中委員 中でございます。

4. 1. 3の「新JICAの環境社会配慮における役割」であります、前回4. 1. 6「参照すべき国際基準やグッドプラクティス」でのコメントをこの部分で取り上げていただきたいと思います。コメントは長いので読みませんが、たしかそのときのお話では、カントリーシステムに関連するところに前回コメントの趣旨を含めていただくということであったと理解しております。私が見させていただいたところ、どうも反映されていないのではないかと思います。例えばこの17ページ5行目の「プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府である」ということは記載していただいておりますが、その後、技術協力に関する前回のコメントの「相手国においては法令や手続が不十分なことも多く、技術協力を活用しかかる法令や手続の整備を行われることを期待」というような追記を御検討していただけないかという趣旨でございます。御賛同いただき、追記いただけないかと思います。

○原科座長 おっしゃるとおり、それは次の3つの項目で部分的にそれぞれ入っていると私は理解していたのですが、まずいですか。「相手国政府が実施する環境社会配慮を支援する」とか、「相手国政府が適切な環境社会配慮を行うよう支援することがある」とか、それぞれがそのようなことを意味していると考えたのですけれども、ちょっとクリアではないですか。法令遵守云々を改めてきちんと書いた方がよろしいでしょうか。

○中委員 差し障りなければ、お願いします。

○原科座長 では、ほかの方の御意見もいただきます。今の件、いかがでしょう。もう少し書き込んだ方がいいのではないかという御意見をいただきましたが。

○満田委員 中委員が読み上げられた最後の部分は確かに非常に重要なポイントだと思って、内容的には賛成です。あとは「確認」と「支援」というこの部分に合うかどうかというところもあるのですが、内容的にも非常に重要なポイントなので、私としては入れていいのではなかろうかと思っています。

○原科座長 そうすると、「相手国においては法令や手続が不十分なことも多く、技術協力を活用しかかる法令……」。そういうことで、技術協力事業云々というところでこれがある程度含んでいるかなという感じを私は持って——私だけではなく、学識者としてそう

思ったのですが、どうも明確ではないということで、これは書き直しましょう。どういう表現がよろしいでしょうか。同じ趣旨で別項目を立てた方がよろしいでしょうかね。では、この文章を使わせていただいて、「相手国においては法令や手続が不十分なことも多く、技術協力を活用しかかる法令や手続の整備が行われるよう働きかける」にしますか。

○中委員 はい、そうですね。皆さんがよろしければ、それでお願いいたします。

○原科座長 そういう表現でいかがでしょう。

○中山委員 それでいいと思います。

○原科座長 では、1項目追加いたします。

もう1回確認いたします。「相手国においては法令や手続が不十分なことも多く、技術協力を活用しかかる法令や手続の整備が行われるよう働きかける」、そのようにいたします。ありがとうございました。

今度は17ページ9行目になります。今の上の部分ですね。「協力準備調査にあたっては、新JICAは、相手国政府の協力を得て適切な環境社会配慮調査を行い、相手国政府が実施する環境社会配慮を支援する」。これに関しまして北村委員から御意見をいただいております。お願いいたします。

○北村委員（代理：塩塚） 外務省の塩塚でございます。

このコメントも前回の繰り返しになってしまうのですが、全体につきましては、もともと「共同に」というところを「協力を得て」と修正いただいているのですが、後段についても、「支援」の用語の使い分けについても検討する必要がありますねということで、この「支援」という表現は修正を御検討いただくという形で前回終わっていたかと記憶しております。そこで、「十分な働きかけを行う」という形の修文はいかがでしょうかと再度提案させていただきます。

○原科座長 「支援」というよりも「働きかけ」という表現にしたいということですね。この点はいかがでしょう。両方の御意見をいただいたと思いますが、新しい提案は、「相手国政府が適切な環境社会配慮を行うよう十分な働きかけを行う」。「支援」というイメージと「働きかけ」の違いですよね。そこをどう考えるかですね。

どうですか、吉田先生。

○吉田副座長 今の中さんのコメントが入れられたことと平仄を合わせるという意味では、「働きかけを行う」という方が合いますね。

○原科座長 ほかに御意見ございますか。皆さんよろしいですか。

では、御提案の方に修正いたします。「実施する」を削除して、「適切な環境社会配慮を行うよう働きかけを行う」はおかしいかな。「行うよう働きかける」かな。

○北村委員（代理：塩塚） はい。

○原科座長 そうしましょう。

○吉田副座長 「十分な」が入っていますよ。

○原科座長 「環境社会配慮を行うよう十分な働きかけをする」。「働きかけをする」にしましょうか。そのようにいたします。

そうしますと、この4. 1. 3のタイトルも、「確認」と「支援」だけではなくて、「働きかけ」というのをかぎ括弧でつけた方がいいのかな。タイトルのところに3つ書きましょうか。では、「確認・支援・働きかけ」と表現を変えます。いいですか。

どうぞ、満田委員。

○満田委員 それほどこだわってはいないのですが、働きかけというものはある意味確認とセットなのかもしれないなと思います。余りタイトルが長いのも……。

○原科座長 前のままでいいですか。

○満田委員 はい。

○原科座長 では、余りこだわらないので、これはもとに戻します。

それでは、まとめます。今のところであのように修文いたしまして、「行うよう十分な働きかけをする」とします。

次は4. 2に参ります。一覧表の3ページ、第2案では19ページ1行目になります。

○中山委員 これは私がもう何回もやっているのですが、福田委員がおられなくなったので。

前半については、「効率的かつ重点的に実施されるべきである」に直していただきました。ただ、後半の「実施するか否か」というところが直っていないので。前回これに対し異論は委員から出なかったと思うので、その辺をよろしくお願いします。

○原科座長 これはかなり議論したんですよ。

○中山委員 ええ。

理由といたしましては、外務省とJICAの職務権限を侵すおそれがあるということでございます。意見を聞くまではいいのですが、最終結論はやはり外務省とJICAが下すべきだと思うので、これについては、「実施するか否か」ということではなくて、「実施について」という方がいいかなということです。

○原科座長 どうですか。これはNGOの方も御意見を随分、福田さんが言っていましたから。よろしいですか。「否か」ではなくても。「実施について」でよければそうしますけれども、これはかなりこだわっていましたよね。

○中山委員 議事録がきのう回ってきました。本人は納得しているのです。ほかの委員の方からは意見が出なかったの。きのう、ちょうど確認の議事録が回ってきましたので、それは自信を持って言えるのですが。

○原科座長 どうでしょう。「実施について」という表現に直すので、もし御異議なければそういたしますが、いいですか。——では、今のところは、「協力準備調査の実施に関して」ですか。そういう表現でいいですか。

○中山委員 「実施について」。

○原科座長 では、「実施について」。

それでは、読みます。このページの3行目になりますが、「そこで、協力準備調査の実施について外部からの意見を得るために」という表現でよろしいでしょうか。

○中山委員 はい。ありがとうございます。

○原科座長 次に参ります。一覧表は4ページになります。19ページ7行目です。「公開期間については、委員から、現行ガイドラインと同様、全ての案件について、実施決定の30日前から公開すべきとの提案があったが、日数に関しては可能な限り早期という主旨を確保しつつも、迅速化の観点も重要という指摘もあり、さらなる検討が必要である」。この部分ですが、これに対して修正の要求が北村委員からございます。

○北村委員（代理：塩塚） 外務省の塩塚でございます。

理由を補足させていただきたいのですけれども、「日数に関しては」を消したというのは、どちらかという文章のバランス的なものです。後段の「迅速化の観点」という指摘事項に対する表現としては、前段は「可能な限り早期の情報公開」とする方がよろしいのではないかなと考えまして、日数に関しては当然この「早期の情報公開」の中に含まれるという趣旨で修正案を出させていただきました。

○原科座長 文章表現の問題と考えてよろしいですね。

今の御意見、いかがでしょうか。よろしいですか。では、これは御提案のとおり直させていただきます。「日数に関しては」というのは随分皆さんこだわっておられると思っていたので強調したのですが、そうではない方がいいということなので直します。「の情報公開」ですね。

次に参ります。19ページ31行目。全般。高梨委員。

○高梨委員 これは確認なのですが、特に20ページの上の方の段落で、いわゆるマスタープランについてのカテゴリ分類で、A+BあるいはA、B、Cということでも両論で書いていただいたわけです。基本的にはカテゴリAについてステークホルダー協議をしてはどうかということに結んでいると思いますが、あわせて次の21ページの8行目の「M/Pを含む協力準備調査の場合には」云々というところで、「カテゴリCの調査を除き……ステークホルダー協議を行う」ということで、これを見るといかにもBの場合もステークホルダー協議を行うようなニュアンスになってしまいます。そこはまだ結論的に出ていないといえますか、カテゴリBについて義務づけるということは従来ないものですから、そういう面ではカテゴリCを除いてすべてやるというののもちょっと言い過ぎだなと思ひまして、確認の意味で申し上げたということです。

○原科座長 そうですね。一番最後に、カテゴリAに関しては義務づけると記述したのは今おっしゃったような趣旨で書いたのですが、ちょっとうまくなかったですね。どこをどう直したらいいですか。

○高梨委員 21ページのこれを。

○原科座長 これはNGOの方の意見をまとめた部分だと思います。だからちょっとうまく整合しなかったのです。済みません。「カテゴリCの調査を除き……協議を行う」。これはどういう表現がいいですかね。「カテゴリCの調査についてはしなくていい」と、そう書いた方がいいのかな。

どうぞ、満田委員。

○満田委員 ここは一連のNGOからの提案をまとめてくださった部分なのですね。であるから……

○原科座長 私、頭に「委員から下記のような一連の提案があった」と書いています。だからいいのかな。逆に直してしまった方がかえっておかしいか。

○満田委員 であるので、21ページの羅列については、提案内容としては、A+Bという提案をして、なおかつA+Bについては協議をすればどうかという提案だったので、ここについては直していただきたいのです。

○原科座長 では、これでよろしいですかね。上の方は高梨さんがおっしゃったようなことで、Aは義務づけなければならない、Bは必ずしもそうではないという趣旨で書きました。

○高梨委員 それを確認できればいいです。

○原科座長 では、これはそのようにいたします。

次に21ページに参ります。28行目。「協力準備調査の実施プロセス」ですね。「公開方法に関してはさらなる検討が必要である」。これに対して清水委員から御意見をいただいております。どうぞお願いいたします。

○清水委員 公開方法といいますと、例えばPDFで公開するのとか、もしくは文書をどこかに置いて公開するのとかといったような意味になると思いますけれども、ここで議論があったのは、むしろ公開の範囲であるとかタイミングであるとか、そういったことであつたと思いますので、方法というところをタイミング及び範囲に修正してはどうかという提案です。

○原科座長 では、それはそうでしょうか。「公開対象及び公開のタイミングについて」でよろしいでしょうか。公開方法の部分書き直します。御異存なければこのようにいたします。よろしいでしょうか。

では、次に参ります。4.3「案件審査段階」。4.3.1が「スクリーニング」ですが、22ページの18行目になります。「新JICAは住民移転計画の関係者への公開と作成時の協議を」、この「関係者への公開」というのをつけ加えるという議論があつてつけ加えたのですが、今度はつけ加えるのはまずいんじゃないかという御意見なので、ちょっと困りましたが、どうぞ御説明してください。

○満田委員 申しわけありません。「関係者」という言葉は非常にあいまいだなということと、「関係者への公開」というのは公開を限定的にしてしまうおそれがありまして、この中間報告書の他の記述と整合性を図る上では取った方がいいというのが私のコメントです。ただ、たしか前回の委員会的时候に高梨委員からコメントが出たのは協議の方かなと思つているので、もしつけ加えるとしたら、協議のところ、例えば「ステークホルダーとの協議」とつけ加えることではいかがでしょうかという提案です。

○原科座長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 基本的な趣旨としては満田委員と同じ意見なのですが、私が記憶している限り、「関係者への」という言葉を入れた際には、どなたが発言されたかは忘れたのですが、公開の対象としてだれかを排除するという意図のものではないとおっしゃつていたと思いますので、これは今のガイドラインと整合性をつけるためにも「ステークホルダー」としてはどうかと思つていました。

○原科座長 削除するべきだというのと、「ステークホルダー」に言いかえるべきだというのと、御意見を2ついただきました。

どうぞ。

○北村委員（代理：塩塚） 外務省の塩塚です。

この「関係者への」というのは北村のコメントとして前回出させていただいておりました、清水委員がおっしゃったように、ここに「関係者への」と追加した趣旨は、ただ情報を出しました、ではなく、一義的にだれに対して公開するかというところをより明確にするためのもので、だれかを排除する意味ではありません。清水委員ご提案のように、「関係者」を「ステークホルダー」に変えていただいてもよろしいのではないかと思います、満田委員は……。

○原科座長 「関係者への」と提案された方から今のような御説明をいただいたので、「ステークホルダーへの」にしてよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○満田委員 余りこだわってはいないのですが、「ステークホルダーへの公開」というのは何を意味するのかなというのが腑に落ちていないのです。ステークホルダーの定義は存じておりますが、「ステークホルダーへの公開」と普通の「公開」というのは実は、何と違うのでしょうか、情報公開をするということは、どなたでも……

○原科座長 限定しないという意味ですね。

○満田委員 ええ。ですから、「ステークホルダーへの公開」というのは意味的に変なのかなと。

○原科座長 対象を限定することが合わないという御意見ですか。

○満田委員 はい。やはり公開は公開なんじゃないでしょうか。

○原科座長 千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 私も似たような意見で、「ステークホルダーへの公開」という言葉がおかしいと。「ステークホルダーへの開示」か「公開」か、どちらかだと思います。

○北村委員（代理：塩塚） こだわりません。

○原科座長 こだわらないということで、これは削除、「公開」だけでいいということですね。それで皆さん合意ですね。では、「計画の公開」としまして、「関係者への」は省くようにいたします。

それでは、21ページ20行目でございます。次の段落で、「一方、現在のJICAガイドラインにおいて定義されている「環境影響評価」には社会面の評価も含むため、大規

模非自発的住民移転のみでカテゴリ A に分類された場合においても、社会影響に重点を置いた影響評価を行うべきとの指摘もあった」。これに対して清水委員から御意見をいただいております。御説明をお願いします。

○清水委員 この点につきまして、私が前回意見を出させていただいた点についてもつけ加えていただけないかということです。つまり、私が書いたコメントのかぎ括弧のところを「社会面の評価を含むため」の後につけ加えていただけないかという趣旨です。

○原科座長 そうすると、「評価も含み、また住民移転計画は事業やその代替案について検討するものではないため」、そういう表現ですね。いかがでしょうか。それは事実ですから、私は書いても構わないと思います。ただ、くどいかなという感じがするけれども——くどくないですね。これは書かなければいけない。今の追加部分に関して、特に御意見なければそのようにいたしますが、いかがでしょうか。ちょっと読みます。「環境影響評価」には社会面の評価も含み、また住民移転計画は事業自体やその代替案について検討するものではないため、」ということになります。

○満田委員 済みません。おおむねいいのではないかと思うのですが、とはいうものの、住民移転計画の幾つかの項目の 1 つに代替案というのも入っていることは入っているのですね。代替案のレベルがひょっとしたら違うのかもしれないのですが。

○原科座長 代替案については加えなくていいと。「事業自体について検討するものではない」と。

○満田委員 修正案の提案として、「住民移転計画は事業自体やその代替案について検討することを主目的とするものではない」。

○原科座長 ただ、住民移転計画の中で事業の代替案は検討しないでしょう。

○満田委員 確かにしないことの方が多いと思うのですが、とはいうものの、記憶違いだったら申しわけないのですが、住民移転計画に関する世界銀行の OP なんかを見てもと代替案という項目が含まれていたように思うのです。それは住民移転数を最少化するための代替案なのかもしれません。

○原科座長 多分住民移転計画の中の代替案だと思いますよ。事業自体の代替案というのはおかしいですね。

○満田委員 それはそのとおりですね。

○原科座長 そういう意味では、「事業自体やその代替案」というのは、「その」は「事業」を指しますから、事業の代替案ですね。



○満田委員 では結構です。

○原科座長 今の件、よろしいですか。

○満田委員 はい。

○原科座長 では、そのようにいたします。

(3) 「エンジニアリング・サービス借款」に参ります。22ページの下2行目。これに対して満田委員から御意見です。「これらの資金援助には、SAPS（援助効果促進調査）、SAPI（案件実施支援調査）、有償勘定技術支援費がある」とつけ加えましたけれども、これはあえて書かない方が趣旨に合うかと思料ということでございますが、これは追加していただきたいという御意見が皆さんからあったので追加しました。そういう議論の結果なのですが、いかがでしょう、満田委員。

○満田委員 そういう御要望であったということであれば結構かと思うのですが、ひょっとしたらより幅広い御提案だったのかなと考えたのです。このようにならかなり具体的にスキームを列挙する表現が適切なのかということと、「エンジニアリング・サービス借款」という項目の中にこの項目が果たして適当なのかなという自分としての疑問も若干あったのですが。

○原科座長 この趣旨は、「環境配慮のために必要な資金を別途援助するなどの対応が必要だ」ということで、その別途援助する中身がよくわからないので具体的に書きましょうということになりまして、これらの資金援助にはこれこれがありますよということを追加いたしました。そういう趣旨でございます。よろしいですか。——では、これはこのままにいたしましょう。

次は一覧表の5ページに参ります。我々の第2案では23ページの10行目になります。政策借款の部分になります。これは小林委員です。お願いいたします。

○小林委員 環境省です。

前回もここについてコメントを出ささせていただきました、前の文章はたしか「戦略的環境アセスメント（SEA）を適用する」という表現だったと思ひまして、これについては「考え方を適用する」ということではどうかというお話をしましたところ、座長より、これまでよりは前進させたいというお考えなのだと、ただし「適用する」は確かに書き過ぎだという御発言がありました。他の委員からも私と同趣旨の意見があり、JICAからもインプットがあったところですが、それを勘案すると、私はJICAにはより進んだ前向きな対応をしてほしいと思っておりますけれども、現状からしますと、「（SE

A) の考え方をできるだけ反映させ、SEAが適用されるよう努める」という表現で、私の前回のコメントよりは前向きな表現になっていると思います。それで、現在23ページに載っている「(SEA)が適用される必要がある」という表現は、私が見ると前の表現と全然変わっていないと思います。しかも、「適用される必要がある」の後ろに、「このため、SEA適用の具体的な手続、手法等について引き続き検討が必要」とありまして、「このため」という接続詞ですけれども、SEAの適用が当然の前提となっているように読めます。ですから、「(SEA)の考え方をできるだけ反映させ、SEAが適用されるよう努める。これについては、SEA適用の」と続けるべきではないかなということでございます。考えているところはかなり先生と近いかと思うのですけれども。

○原科座長 「適用する」は確かに強いと思ったので、「適用される必要がある」ということで。「適用する」だと絶対適用しなければいけない。「適用される必要がある」というのは適用してもらいたいという意味です。そういう意味ではそれを強く言っているわけですから、「適用する」とは違うつもりで書き直しました。そして、「このため」は、当然適用する方へ持っていきたいので、「このため」でございます。環境アセスメントを推進している環境省としては、むしろこのぐらいの表現をしてもらいたいという御意見が出るのが当然だと思ったのですが、今の修正案は随分後退したイメージがしまして、非常に残念な感じがいたします。

○小林委員 私はそんなつもりではなくて、できるだけ反映させて……

○原科座長 というのは、国内ではもうガイドラインがありまして、国土交通省はそれに沿ってガイドラインをことしの初めにつくりまして、適用して、動かしていますよ。それから、発電所が対象から外れましたが、今一生懸命考えて改めて対応しようとしているようですから、そういった日本国内の事情を考えても、余りにも……

○小林委員 ただ、ここは政策借款についてのパラですよ。

○原科座長 政策借款は、そもそも普通のEIAはできないのです。普通のEIAで政策借款は不可能ですから、SEA以外に手立てがないんですよ。だから当然、必要があるという表現しかないと思います。政策借款はもともとEIAの適用対象になりませんからね。EIAというのは個別プロジェクトの段階です。事業段階よりもっと上の段階ですから、環境配慮にはSEAを適用するというのが基本だと思います。

これはどうでしょうね。私はこれは困ったなと思います。

○小林委員 私は前回の意見よりはさらに前向きな表現に直したつもりなのですが、

前回、私のほかにもコメントを述べられていた方がいらっしやったと思いますけれども。

○原科座長 では、ほかの方の御意見をいただきましょう。前の早水委員のころはちょっとニュアンスが違ったような印象を持っておりますけれども。

どうぞ。

○高梨委員 きょう配付された日本計画行政学会ですね、ここで私どもがこれまで主張していたことを大分盛り込んでいただいて、特にSEAについては、ここにもありますように、これまでの運用では内容その他十分固まらずに実施されてきているところがありまして、我々コンサルタント業界でもその都度その都度案件ごとに検討して実施するようなくあいで、それについての具体的なマニュアルですとかガイドラインは当然ながらないので、そういう中で現場では苦労しながらやっているというような状況で、特に政策借款の場合には、具体的にどのようにどこまでやるかというところについては若干心配なところがありまして、直していただいた「適用される必要がある」ということであると、やはりやるべきだというのが非常に強いようなところがあって、後段で引き続き検討していくということは書いていただいておりますけれども、その間で少し、趣旨としてはぜひ前向きに取り組みたいけれども、現場ではなかなかそこまで手法その他が確立していないという意味で、小林委員のこれも1つの案かなと思います。いただいた修文だとちょっと強くないかなという気は若干いたしました。

○原科座長 ほかに御意見をいただければ。

○清水委員 そもそも政策借款においてもSEAを適宜適用すべきと提案させていただいたのは私なのですが、その際に申し上げたのは、政策借款においてもすべてやってくださいという趣旨で申し上げたというよりは、例えば土地もしくは森林政策であるとかインフラ政策であるとか、そういうことに関連する場合には必要であろうと申し上げて、一方で、例えば投資協定をどうするかとか、そういったことについてはSEAとはなじまないかなと思いましたが、強いか弱いかというよりは、むしろ対象となる政策借款に応じて適用されることもあるし適用されないこともあるというようなニュアンスで私は当初考えておりました。

○原科座長 ほかに御意見ございますか。

○満田委員 この議論をここで深めるのは時間の関係もあり難しいかもしれないのですが、清水委員がおっしゃったことは一種のスクリーニングなのかもしれないなと私は考えております。ですから、SEAの考え方をすべて適用するとしても、これは明らかに何もする

必要がない、あるいはS E Aを適用する必要がある、要は通常のプロジェクトのE I Aと同様スクリーニングが必要なのかなと思っておりますので、それがわかるような書き方であればコンセンサスが得られるのかなと考えています。

○原科座長 それでは、皆さんから御意見をいただいて、私の意見は引っ込めまして、直します。スクリーニングということですから、あるものは適用する、しないというか、例えば、「戦略的環境アセスメントをできるだけ適用するよう努める」、そういう表現がいいですかね。「できるだけ」ということでスクリーニングが入る。それから、「努める」ということで、小林委員がおっしゃったことを。そんなことでよろしいでしょうか。

○小林委員 そんな感じならよろしいんじゃないでしょうかね。

○原科座長 では、私の文章を直します。この研究をやっているものですからちょっと意見が強く出ました。済みませんでした。もとに戻しまして、「S E Aをできるだけ適用するよう努める」と、そのように修正いたします。よろしいでしょうか。

○吉田副座長 ちなみに、S E Aはだれがやるのですか。向こうの主体、途上国ですよ。J I C Aが発注する場合は……

○原科座長 J I C Aも具体的に幾つか先行的にトライはやったのです。だから、方法論が全くないわけではない、経験もないわけではないと私は理解しています。政策借款は通常のE I Aとまるでレベルが違うので、あの方法論はそのまま使えないのですね。それで高梨さんが前からおっしゃっていた、新しいものを早く示してもらいたいということだと思います。これは我々専門家の責任でもありますので、しっかり進めたいと思います。

4. 3. 3に参ります。「意思決定への反映」。(1)「環境レビュー結果の意思決定への反映」。26ページの5行目になります。「意思決定に関する規定については第10回委員会で議論された。その結果、現行のJ I C Aガイドラインでは想定できる範囲のケースが網羅的に記述されており、これが有用であるので、この形を踏襲することとする」。これに対して満田委員、それから事務局から御意見をいただいております。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 私のコメントは、よりわかりやすくするために、この下線部、これはJ I C Aの現行ガイドラインから取ってきた文言なのですが、これを挿入した方がより趣旨が伝わるかなというコメントでございます。

○原科座長 「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定できると。

事務局からもお願いします。

○事務局（杉本） 中間報告書を事務局として正しく理解するために教えていただければということをございまして、特にこの部分に関して、前回、前々回の委員会で話が出たような記憶がなかったものですから、先生の方で加筆いただいた背景を教えていただければということをございます。

○原科座長 私は、満田委員が追加でこれを加えていただいたのでクリアになったと思います。この格好でよろしいと思います。これは現在こういう格好で既にありますので、それを踏まえるということ踏襲という議論になったと私は思います。いろいろ議論がありましたけれども、いかがでしょう、委員の皆さん。「この形を踏襲する」と最終的に書いたことに関しては合意があったと理解しております。その上で満田委員からも、詳しくきちんと説明を補完した方がいいという御提案だと思います。よろしいでしょうか。では、そのようなことで、今の御提案を採用しまして、この文を追加してよくわかるようにしたいと思います。よろしいですか。——特に御異論がないようですので、そういうことにいたします。

（２）「新 J I C Aによる意思決定：合意文書での明示」。26 ページの15 行目になります。「新 J I C Aは、実施機関への働きかけおよび日本政府と協議を経た上で、支援を中止するか、または中止を提言する」という表現に直しましたがけれども、これではまだ足りないという御提案です。満田委員、どうぞ。

○満田委員 足りないということではなくて、これでも十分通じるかもしれないのですが、念のため趣旨の明確化を図るために、「支援の中止を日本政府に提言する」の方がわかりやすいかなと考えた次第です。

○原科座長 いかがでしょう。その方がよろしいでしょうか。より正確になる。では、これは文章の直しが足りなかったということで、追加で直します。「支援の中止を日本政府に提言する」ということです。

4. 5. 2に参ります。「意思決定前の情報公開のタイミングと公開期間」でございます。28 ページ12 行目。「これらの情報公開は、カテゴリ A 案件については、新 J I C Aの合意文書締結に先立ち、有償資金協力については、現行の運用通り少なくとも120 日間行うものとする」。これに対しまして修正の提案を北村委員からいただいております。御説明をお願いします。

○北村委員（代理：塩塚） 外務省の塩塚でございます。

こちらは中身というよりは体裁上のコメントなのですが、議論では、有償につい

ては当然現状より後退しない形で、無償については継続検討と理解しておりますので、次の項目とも文章の体裁を整えるような形で、このボツについては、「有償資金協力のカテゴリ A 案件については」という書き出しで修文を提案させていただきます。

○原科座長 文章の形をそろえた方がよろしいだろうということで御提案いただきました。よろしいですか。では、これは御提案のとおりに修正いたします。

次に参ります。一覧表の 6 ページです。我々の第 2 案では 29 ページの 14 行目になります。

○中山委員 これは私が提案したのですが、前回一回納得したのですけれども、よく考えるとやはりまずいかなということで、しつこく。

紙面では提出したと思うのですが、やはり他の項目との整合性がございますね。それから、これは相手国政府が情報公開するのが大原則だと思うのです。もう 1 つ、前回の議論、前々回でも出たと思うのですが、相手国と J I C A との関係がぎくしゃくしないような配慮が絶対必要かなと思っております。それから、モニタリングを実施するのは相手国政府ですから、J I C A が先に公開すると、相手国政府が、じゃあもうやりたくなくなるなということで、ブレーキをかけるのはまずいと思います。

それで訂正案ですが、公開というのは前向きにやるべきだと思っておりますが、「相手国政府との関係については配慮すべきとの意見もあった」ということは追記いただきたいということでございます。関連して、34 ページの 12 行目の「モニタリング」のところも関係しますので、「相手国政府との関係については配慮すべきとの意見もあった」ということをお願いしたいと思います。ステークホルダーについても同じでございまして、「相手国政府との関係については配慮すべきとの意見もあった」ということを言うだけであれば、少なくともこの段階ではまだこういう意見もあったということになるのではないかと考えております。両論併記という形になると思いますので、御検討をよろしく申し上げます。

○原科座長 今の御意見はいかがでしょうか。この箇所に関しましては、今の「入手後速やかに公開するものとする」につけ加えまして、「が、相手国政府との関係については配慮すべきとの意見もあった」と、これをつけ加えるということになりますが、よろしいでしょうか。

千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 この情報公開において相手国政府への配慮を十分やってくれという話は私

も前回したのですけれども、今回、4. 5. 3の「公開の方法」のところで一節入れていただいています、私はこれがすべての情報公開の項目にかかっていると認識しておりますけれども、もしそうであれば、ここの4. 5. 3に入ってしまったことでその前の項目と後ろの項目とどっちにかかっているのかよくわからないので、もしあれでしたら、4. 5. 3の位置を変えていただいてということでも対応できるのかなど。

○原科座長 そうですね。たしか「公開の方法」のところでもまとめて書いたと思います。今おっしゃったようなことだと思います。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 千吉良委員の御意見に賛成します。相手国との関係に配慮しなければならぬのは、ある意味すべてにおいて配慮は必要だろうと思うのです。ですから、これを書き出してしまうとすべての箇所に入れなくてはならないかもしれませんし、これは中間報告書なので、こういうことも1つの意見としてあったということを書くのはよろしいかもしれませんが、ガイドラインの議論において相手国との関係には配慮すべきみたいなことを言い始めるとガイドラインの意味が非常にあいまいな感じになってしまうということもありますので、私は、できましたら千吉良委員の御提案で、相手国との関係というのは全体にまとめた方がよろしいのではないかと思います。

○原科座長 いかがでしょう。

○中山委員 全体的なものが初めにあって、情報公開についてはここで配慮するということがあれば、私は納得いたします。

○原科座長 では、今の御意見に従いましてそのように書きます。

もう1回確認しますが、「公開の方法」で提案があったと書いてあるのは全部にかかわってくるということでこの委員会の共通理解といたします。

次に参ります。4. 6「審査諮問機関」です。全般について。29ページ29行目。では、中委員、どうぞ。

○中委員 中でございます。

この4. 6の「審査諮問機関」の議論については、30ページの最後の段落で、「具体的なあり方について議論するには至らなかった」と書いていただいています、これを最初に持っていった方がわかりやすいかと思われたのでコメントを出させていただきましたが、これはそのままでもよろしいかと思います。要望書で、審査諮問機関の件についてはコメントを出させていただきましたことをもう1回確認しておきたいというこ

とと、30ページの13行目のところで、「一方、事務局から、現行J B I Cがアプレイザルで」というところに、できましたら、「産業界委員及び事務局から」ということで追記いただけないかというお願いでございます。

○原科座長 そうしますと、おおむねこうのことですけれども、まず1つは13行目ですね。「一方、事務局から」というのを「一方、産業界及び事務局から」と。これはよろしいですね。では、これを追加いたします。

○中委員 ありがとうございます。

○原科座長 次は中山委員。

○中山委員 これは前回意見を出して、修文になっているのですが、ありがとうございますました。

それで、この案でちょっと気にかかったのは、協力準備調査に関して、これは議論はこれからなので、「原則として」と入れたらいいかなど。前回、福田委員から、「原則として」というのは一番初めに書いてあるのだからという意見もあったのですが、やはりこれがあった方がいいかなと思って御提案した次第です。

○原科座長 いかがでしょう、今の御意見。原則の二乗になってしまうからやめた方がいいと。これは「原則として」はなくていいと思いますけれども、どうでしょうか。これから議論することですから。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 ここに「原則として」と入れると、そもそも審査諮問機関が何を対象としていて、さらにその対象としているもののうち何が原則で何が例外なのかというような話と絡んでくると思いますので、これは後ほど議論することとして書かれておりますので、特に入れなくてもいいのかなと思いました。

○原科座長 いいですか。

○中山委員 前半で読めるということであれば、いいと思います。

○原科座長 むしろこれからそういう議論をいたしましょう。

次は22行目になります。「委員会では審査諮問機関の運営上の課題として、環境レビューが諮問対象に加わることによる審査会の処理能力の問題が指摘された」。そのような議論があったということですね。これに加えて、北村委員からさらに御意見をいただいております。これをお願いいたします。

○北村委員（代理：塩塚） 外務省の塩塚でございます。



ここは、皆さんもそうですけれども、かなりいろいろな御意見が出たところなので、その御意見の背景となる、迅速化の観点も考慮する必要があるという重要なポイントをここで改めて明記した方がよろしいのではないかという提案でございます。

○原科座長 そうですね。審査能力の問題というのは迅速化も含むようなイメージだったのですけれども、この件でほかに御意見はよろしいですか。特になければ、御指摘どおり追加いたします。――では、これはそのように対応いたします。

次は4. 7. 3「ステークホルダー協議等」でございます。32ページ4行目。全般について高梨委員から御意見をいただいております。

○高梨委員 このステークホルダー協議について一部修文していただきましたが、先ほどの計画行政学会の提言にも、まさにこれは私どもが従来からお願いしてきた、ステークホルダー協議の開催について十分な調査期間を設けて、それから開催方法等は柔軟に調整すべきだとおっしゃっていただいて、我々はこれをずっと主張してきたのですけれども、座長の思い入れは十分配慮しているのですが、「新JICAとしてステークホルダー協議の回数を減少させることはガイドラインの後退となるため」という文言があるのですけれども、先ほどの計画行政学会の御主張と同じように、やはり柔軟にやっていただくということでは、ここにこういう縛りがあると恐らくまた回数を決めたりとかいうようなことになってしまってあれなので、もしよろしければその部分を変更していただいて、修文の提案をさせていただきました。

○原科座長 学会から出されたので私もやりにくい。私が会長をやっていますからね。困ったな。学会は自由な議論をできるところがいいところなので、私と違うお考えの方もたくさんおられますが。

では、ほかの方の御意見をいただきましょう。

どうぞ。

○満田委員 高梨委員の「踏まえ検討する」という修文でもよろしいのではないかと思います。ただ、その背景について若干誤解があるのかもしれないなと考えているところがありまして、今回出されました計画行政学会の環境社会配慮研究専門部会の御提言というのは、実は私も少し議論に参加させていただいたので承知しているのですが、今後実際提言を書かれた方なども議論に御参加いただけるのかもしれないのですが、要は、回数を云々しているというよりも、相手国の手続の中でステークホルダー協議がなされているような場合もありますねと、そういうことが背景なのです。恐らくそれは高梨委員にも共

通のお考えだと思うのですが、決して早期のステークホルダー協議は必要ないとか、各段階におけるステークホルダー協議は必要ないとか、そういう趣旨ではない提言だと理解しています。この点に関しましてはまたガイドラインのドラフトの議論のときに詰めた議論をすればいいのかなと思っておりませんが、提言の背景としてはそういうことだと理解しております。

○原科座長 いいですか。

○高梨委員 まさに満田委員がおっしゃったことだと思ひまして、私ども、ステークホルダー協議の開催の実施方法については別途議論する機会があればいいなと思っております。実際、非常に十分な期間がないところで一生懸命やらなければいけないとか、現状ではスクリーニング等で3回といいますか段階が違うことが明記されているものですから、運用の段階ではどうしてもそれに固執される傾向があつて、これについて3回やっていませんね、もう1回やってくださいというような形の運用になってしまいます。やはりこういう柔軟に対応するというのが入っていないと、現場では違った形に運用されてしまうので。

○原科座長 柔軟に対応というのは大事ですね。私はこれにこだわるものではありません。今の文章、「ガイドラインの後退となるため」というのはやはり断言的なので、これは直したいと思ひます。例えば「後退となるおそれがある」とか、それぐらいのニュアンスなら。ちょっとこれは断定的なのでよくなかつたと思ひますので、そういう直しとか、あるいは高梨委員が御提案になつたような形に直すか。これは学識者の方で——この場で決めた方がいいですかね。後に回すとまた時間がかかるので、きょう決めたいですから。

皆さん、御意見いかがでしょうか。

どうぞ。

○高橋委員 JVCの高橋ですけれども、現場で活動していると、やはりこのステークホルダー協議は極めて大事なのです。恐らくここに書かれているのは、考え方というか、「ステークホルダー協議の回数をできるだけ深めていく、高めていく、ふやしていくということがガイドラインの有効性を向上させていくことなのだ」という考え方を反映していると思ひまして、その意味で、私も委員会の一員としてはそういう形で新JICAのガイドラインに向かいたいという思ひがあるものですから、言い方としてきつというこゝとであれば、座長がおっしゃつたように、「おそれがあるため」という書きぶりに微調整する程度で、このまま残していただければと思ひています。

○原科座長 ほかに御意見。

○中委員 中でございます。

私は余り現場に詳しくないのですが、柔軟性は非常に重要な観点であると思います。表現については特にコメントはございませんが、一言だけ発言させていただきました。

○原科座長 それでは、2つになったと思います。1つは高梨委員の御提案でいくか、あるいは「おそれがある」という表現に弱めるかですね。「ステークホルダー協議の回数を減少させることはガイドラインの後退となるおそれがあるため」という表現に直すか、あるいはこの部分を削除して、高梨委員がおっしゃったような表現、「新JICAとしては、原則として現行JICAガイドラインを踏まえ検討する」。踏襲するということ、すなわち「踏まえ検討する」と。どっちにいたしましょう。これは私もどちらもあり得るという感じがしてきましたので、たまには採決しますか。

○吉田副座長 「検討する」と言っていれば。今のは御提案は「検討する」でしょう。

○原科座長 ええ。

では、高梨委員は現場をよく御存じなので、高梨委員のおっしゃったように直します。

次は33ページに参ります。17行目でございます。4.7.4「非自発的住民移転」。「当該メカニズムはプロジェクト実施主体等から独立させるか、第三者機関の監査を受けるものとする」。この部分に対して千吉良委員から御意見をいただきました。お願いいたします。

○千吉良委員 これは前回御説明させていただきましたけれども、この苦情処理のメカニズムをプロジェクト実施主体から独立させるというプラクティスはまだ一般化していないという認識でございます。NGOさんの提言もそれが望ましいというものとどまっていたので、そこを変えていただきたいということに加えて、北村委員から御提言いただいた第三者機関の監査というのも、これもどういった第三者機関が想定されるのか、私もばっと思ひ浮かばないし、なかなかハードルの高いプラクティスではないかと思うので、AオアBとするよりは、AもBも望ましいという書き方が無難なのではないかと思います。

○原科座長 もうちょっと和らげた方がいいということですね。

ほかの方の御意見はいかがでしょう。特に強い意見がなければ、千吉良委員の御意見に従います。——それでは、これは千吉良委員のおっしゃったように訂正いたします。ありがとうございます。

次は5.1に参ります。「ガイドラインの構成」。35ページになります。これは「開発計画型」を「開発計画調査型」と。

○事務局（杉本） ええ、それだけでございます。

○原科座長 ケアレスミスで、どうも済みませんでした。これは直します。

では6番、最後ですね。「外務省に対する提言」。有識者委員会有志。これはちょっと議論が必要かもしれないですね。これに対してたくさん御意見をいただいていますので、順にお願いいたします。

○中委員 中でございます。

この点については前回も発言させていただいたのですが、私、それから前委員の理解としては、本委員会は外務省さんに対する提言をするというような位置づけではないと理解をしております。この提言自体を出されるのはよろしいかと思うのですが、この委員会として提言を出すのは若干違和感があります。この提言を出されたいということでございましたら、委員を限定して載せるというようなことにさせていただければと思います。ちなみに、前委員とも相談したのですが、この提言を出す場合には、私、および前委員は名前を外していただければと思います。

○高梨委員 私も中委員がおっしゃった基本的なところには賛成で、これまでローリングプランと無償ガイドラインについては若干議論があったと思います。個人的には、ローリングプランはぜひ公開していただくと、我々もいろいろなプロジェクトが今どういう形で検討されているかわかるという意味では、そういう方向になるといいなと思っておりますが、残念ながらそれについても十分委員会で議論できなかった経緯もあり、また他の府省に対するお願いということもあるのですが、これも各府省でどのような事業をやっているか、特に、現実的には予算的な制約もあって、本当に環境ガイドラインをどこまで実施できるかというのはそれぞれ課題があるかと思っております。そういう面では、十分協議していなかったという経緯もあって、こういう形で出されるということであれば、参加については慎重にしたいなと思っております。

○千吉良委員 私も、委員会自体がこれを提言する位置づけにないので、有識者委員会有志という言葉も違和感を感じておりまして、個人としての御提言とされるのがいいのではないかと。

それから、ここには書きませんでしたけれども、行政関係委員とか産業界委員というようにまとめられるのではなくて、個人としての考えで申し上げておりますので、そこは産業界に誤った印象を与えると困りますので、お願いします。

○原科座長 いや、一応委員リストがそのような表現になっていますので。事務局が作っ

たリストです。

○中山委員 済みません、私はここについては余り議論に参加していなかったと思うのですが、実はローリングプランは個人的にというか産業界として、建設業界として非常に興味があるのです。公開していただいた方がいいのですが、この場でやる方がいいのかどうかというのはやはり異論があると思っております。はっきり申し上げて、私はかなり外務省さんとかJICAさんに嫌われていると思います。しょっちゅうODAの実施に関して建設業界として意見要望をお願いしているので、その場でやりたいと思います。この場では2点あって違うと思うのです。

1つは、例えばローリングプランですが、これは環境ガイドラインの枠組みを超えているので、これはこの場でやるのはまずいかなと思っております。

それから、欲しいのですが、これは完全に外務省とJICAの責任である専権事項だと思います。これについて余り触れない方がいいかなと思っておりますので、有志がいいのか委員の名前がいいのか、それは私もわかりませんが、全員の一致だということはないかなと思っておりますので、表現を変えていただきたいと思っております。

○原科座長 わかりました。私も産業界の方はそれぞれのお立場が難しいと思ったので、一応こういう格好で出した場合どのような御意見をいただけるかなと思ひまして。我々学識者としては2つありまして、1つはこういう格好でお願いできればいいかなと思ひましたが、そのためには議論が要ります。中間報告ですから、むしろこれは別枠で扱うということで、番号をつけておりません。そういうことで、学識者としては、そういうことはむしろ我々の役割ですから、学識委員のまとまった意見ということで出した方がいいのかなという議論を我々はしております。そういうことで、むしろこの委員会の有志というよりも学識委員でまとめてみましょうか。別枠にしましょうか。

○吉田副座長 別ですね。

○原科座長 別刷りにして。おまけとして。付録みたいなもの。「なお」みたいな感じで分けて書くようにいたしましょうか。これはこの前我々で相談しまして、どちらかの道があるけれども、学識はそういう意味ではそういう立場なので、別途。逆に黙っていてもおかしいですからね。言わなければいけない。一部賛同の意見もいただいておりますけれども、全部ではないということになります。それは学識の責任としてやった方がいいかと思ひます。

どうぞ。

○清水委員 私は前回の委員会でも意見を述べさせていただいたのですけれども、私も、確かに外務省に対する提言というのは本委員会の位置づけという意味でも違うかなとは思いますが、この内容については賛同するものがございますので、できれば学識委員だけではなくNGO委員も含めていただければと思います。

○原科座長 NGO委員も一緒に。

○清水委員 NGOというか、私は含めていただければと思います。

○原科座長 満田委員、どうぞ。

○満田委員 私も内容には賛同いたします。ただ私は、学識委員ですとか産業界委員ですとかNGO委員と、名簿ではそのようになっているのですが、そういう区分けをすることにはどの程度意味があるのかなと時々感じる次第なので、千吉良委員の御提案のとおり、むしろ氏名を書いた方が、インパクトもありますし、例えばNGO委員にしたってNGOの見解を全部背負っているわけでもないの、個人としての見識・意見だということを示す意味ではクリアなのかなと思いました。

そこで1点なのですが、これは外務省に対する提言ということで、内容としても環境社会配慮ガイドラインの議論の過程で出てきたことをまとめられていて非常に貴重だと考えております。ただ、外務省だけではない提言も一部含まれているかもしれないなと思ってます。3ですね。これは場合によっては経済産業省に言っていることもあるのかもしれないなと感じているので、あて先に関してはもう一度検討されたいかがでしょうかという意見です。

○原科座長 ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、まず「有識者委員会有志」という表現は削除いたします。それで扱いは学識者委員という格好にするか、あるいは個人名で出すかということになりますが、これも議論しますか。

○吉田副座長 私は個人でいいと思います。

○原科座長 それでは、皆さん個人でいいということであれば、個人名ということにしましょう。

それから、これは委員会の中間報告とは別のものとしてまとめることにいたしましょう。ただ、実際は前の委員会提言ではこれもおまけとして提言の中につけてあったのです。だから、そのようなこともやらないわけではないので、全く普通やらないことではありません。5年前はそういうことでおまけをつけました。そのときには産業界の方も委員に入っ

ておられましたので、全員で提言をしております。外務省委員の方だけ外れたのかな。それはそれだけの時間をかけて議論したからそういうところまで行ったのですが、むしろこれは中間段階ですから、今はそういう扱いにして、最終段階で提言がまとまれば、そういうことをまた新たにやりたいと思います。これは6ではなくて、その他ということを書きましたが、ページを変えて、あるいは別冊で、中間報告とは別のものとしてわかるようにいたします。

そうすると、今のところ御賛同いただく方はこの4名とNGO3人の7名、あと、もし産業界からおられたら。ひょっとしてお2人ぐらいいいような感じがしますけれども。1番と3番は結構一般論だから、どなたも御賛同いただけると思うのです。2が引っかかるかなという感じで。ですからそんなに問題ないと思うのですが。むしろ産業界の方、1と3ぐらいは賛同していただかないと困るなという感じもいたしますけれども、でも余計な議論で時間がかかってもしょうがないですから、これはこの辺でということ。とりあえず今回は、お出しするものに関しましては中間報告「案」を取りまして、これを直したものをもう1回皆さんにお送りするようになりたいと思います。

では、今の部分は扱いを別にする。そして、タイミングとしては一緒になくてもいいですかね。別になりますから。中間報告の方がタイミングが大事ですから、そういたしましょう。

○松下委員 表題も変えますか。外務省ではなくて。

○原科座長 そうですね。表題については、ドラフトを我々で直してフィードバックしたいと思います。これは皆さんにお送りして、御賛同いただける方はぜひお願いしたいと思います。

では、その他全般ということでもう1ついただいております。お願いいたします。

○中委員 中でございます。

これはできればということなのです。前回か前々回、私からコメントを出させていただきましたが、かなり多岐にわたっております。また、9月29日付でエンジニアリング振興協会さん、日本機械輸出組合さん、日本プラント協会さん、日本貿易会の連名による要望も出しましたので、これを中間報告書に添付したらどうかという御意見も出たと記憶しております。そのような御意見もご考慮いただき、できましたら、この要望が出されたということで中間報告の添付としていただけるとありがたいと思います。難しければ、議事録にも残っておりますし、公開されていますので、結構ですが、意見として言わせていた

できました。

○原科座長 そうすると、それこそいろいろな分野からということでたくさんくっつけなければいけなくなってしまうから、ちょっと大変だなと思うのです。きょうも日本計画行政学会から提言が出ましたね。ああいうようなことでどンドンつけ足していったら切りがないでしょう。切りがないなんて言うと怒られるかも知れませんが。これはどうしましょう。NGOからも出ていますしね。

○中山委員 確かに出ているのですね。私どもの協会もそういう話があって、ちょっと乗り遅れたのですけれども、これは決裁が要るので一言一句となると時間がかかって、それで海外建設協会は載っていないのですが、私もこれは載せていただいたらいいと思うのですが、座長が言われるように、ほかの意見もあるのでちょっと厳しいかなと思っています。ただ、議事録で大分反映されているし、情報公開しているということなので、私は載せなくてもやむを得ないかなと。

○原科座長 今のことも大事なので、それでこの報告書では、これまでどんな経過だったかは最初の方に書きました。その辺でそういう情報提供はしていますので、おわかりいただけるかなと思ったのですが。産業界からの御意見、それからNGOからもたくさんもらっている。学会からもいただきました。だから、そうすると中間報告書がおまけでいっぱいになってしまうので。

○中委員 わかりました。そういう提言を出したということ記録に残しておいていただきたいという趣旨で、こだわりませんので。

○原科座長 ちょっと難しいのではないかと思います。みんなが出し始めると切りがない。

○吉田副座長 実際にこの中間報告の中に、該当箇所に産業界からこういう意見があったというパラグラフが幾つかありますよね。そこで反映されているということで了承していただいて。

○中委員 はい、わかりました。

尚、山浦委員からも前回か前々回ぐらいに同様なコメントをいただいたと記憶しております。そのようなコメントもございましたので、発言いたしました。つけないということで理解いたしました。

○原科座長 いろいろな意見をいただいたのを踏まえて議論した結果をまとめたのが報告という意味ですから、議論の結果をまとめたというところにさせていただきます。そういう意味で、さっきも提言を、あれは議論しましたけれども合意が得られなかったから外し



たわけですけれども。外務省等に対する提言の話ですね。ということで、なるべく17回の議論の中身をまとめるという方針で来ましたので、そういうことにしたいと思います。

山浦委員、何かございますか。

○山浦委員 いえ。

○原科座長 それでは、これで一通り来たように思いますが、まだ御意見ございますでしょうか。

○清水委員 済みません、コメントを出した後に気づいた文言レベルの修正がございまして、この中間報告（案）全体で、「先住民族のところに関してなのですけれども、「先住民族」という文言については「先住民族」となっているのですけれども、「先住民族配慮計画」とつく場合に「族」がついておりませんので、これは全部統一して、「先住民族配慮計画」とした方がいいと思います。

○原科座長 では、直すべきところはメールか何かで指摘してください。私、見落とすとまた怒られそうなので、ぜひお願いします。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 私もコメントを出した後に気がついたのですが、29ページの4. 5. 6となっている「ステークホルダーからの意見への対応」の場所がここでいいのかなということにはたと気がつきまして、これは「情報公開」が4. 5でまとめられていたはずなので、ちょっと分量は少ないのですが、そのステークホルダー協議を4. 6にいたしまして、以降番号をずらした方がいいのかなと思いました。そういう意味では、先ほど千吉良委員から出て、そういうことにしましょうとなった情報公開の全般的な話、今4. 5. 3となっている話をこれ全部にかけるのだとすれば、情報公開の一番最後の4. 5. 6に持つてくるのが適切なのではないかと思いました。

○原科座長 これは前の議論でこっちに移すようにとなったので移したのです。最初はステークホルダー協議の方に入れていたのを移したのですけれども、また動かした方がいいという御意見ですか。「ステークホルダー協議等」の中に含めて（4）か何かになっていたと思います。ちょっとトレースしないとわからないですけれども、移動しました。

○吉田副座長 こっちの方がいいですね。

○高梨委員 現状でいいんじゃないですか。

○原科座長 満田委員、このままでよろしいですか。

○満田委員 はい。そういう経緯があったということであれば、それで結構です。

○原科座長 では、これはこのままにいたします。

だから、ちょっと色が違っているでしょう。これは薄くなっていますよね。

岡崎さん、どうぞ。

○JICA（岡崎） 前回議論になって、先生方でお引き取りになられた点があったかと思えます。国際基準の言葉でございますが、refer、meet、comply ということが国際社会で議論されていて、それぞれニュアンスが違うのだということをご紹介いたしまして、先生方で日本語として何がいかということを検討していただくということで引き取られたかと思えます。ご検討いただいた上で「適合」でよろしいということでしょうか。

○原科座長 書きましたよね。どこに書いたかな。

○事務局（天田） 18ページです。

○原科座長 そうですね。ありがとうございます。18ページに書きました。赤で加えまして、「ここで、「適合」は遵守ほど強くは無いが、「参照」よりは強いものと想定されている」ということで書きました。

○JICA（岡崎） 日本語として「適合」という言葉を使うということで、ご検討いただいた上でということよろしいですか。

○原科座長 そういうことでございます。だから、もっと強いのは「遵守」という概念で説明するようにいたしました。

ほかにございますでしょうか。

きょうは順調に来ました。ありがとうございます。

では、修正に関してこれ以上ございませでしたら、きょうの決定に基づきまして再度直しまして、その直したものをまた赤で示しましてフィードバックさせていただいて、確認いただいた上で、報告「案」を取ります。ですから、きょうの部分を踏まえて直す作業をした上でもう1回確認させていただいて、それで報告といたします。よろしいでしょうか。——では、そのように進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

## （2）第22回委員会について

○原科座長 それでは、その先の段取りについて御相談しておいた方がいいと思えますので、事務局から、この間どのぐらいの作業の段取りになりそうか、何か情報がありましたらお願いいたします。

○事務局（渡辺） 中間報告をいただきましたので、事務局としてはガイドラインの素案をドラフティングして、また委員会で御議論いただきたいと思っております。今のところは具体的なスケジューリングが難しいところもございますので、委員会の日程はまた追って調整させていただきたいと考えております。

○原科座長 スケジュールとしては、我々からお送りして確認した上で緒方理事長にお渡しします。来週ぐらいにそういう段取りをとれますか。フィードバックが難しいかな。再来週かそのぐらいで。

○事務局（渡辺） 原科先生の御都合を伺いまして、また日程調整させていただきます。

○原科座長 それでは、フィードバックの作業だけ今決めてしましましょう。

きょうは金曜ですので、週明けにはお送りします。私はきょうから国内出張で3泊4日のでかけるものですから、その間に作業をします。きょうのはそんなにややこしくない作業だと思いますから、それを行いまして、フィードバックを週明けに行います。それを皆さんに御確認いただいて、来週、数日時間を置いて、金曜日までには確認するというところで、特に御意見なければそれでフィニッシュといたします。ですから、再来週にはお渡しできるような、あるいはできたら来週のおしまいぐらいにお渡しできればいいのですが、そのようにしたいと思います。だから、月曜ぐらいに私からお送りして、木曜ぐらいに——3日間では少ないですか。3日間でフィードバック。見るチャンスがあればすぐ終わりますね。いいですね。

○中山委員 済みません、多分問題ないと思うのですが、私は来週出張してしまうので、いないのです。海外で余りメールはやりたくないのです。だれかに委託してもよろしいですかね。

○原科座長 ええ。

○中山委員 では、ちょっと相談いたします。

○原科座長 なるべく早く私から事務局に送るようにいたします。

○千吉良委員 済みません、私も来週いないのです。

○原科座長 できたら木曜までに、特に御意見なければそれでできあがりという段取りでよろしいですかね。どっちみちおいでになられないなら。それより延ばすわけにはいかないですからね。

○中山委員 私の反論は2つともおりにいるだけだから、3つあってもそれは余り問題ないと思うのですが。1つだけです。

○千吉良委員 JICAの事務局からデータが送られてくるのですか。

○原科座長 そうです。私が事務局にお送りして、事務局から送っていただきます。

○千吉良委員 では、だれかほかの人に。

○原科座長 今回はそんなにたくさんはないですから。

それでは、8日までにお送りして、それより早く送れば送りますし、事務局からすぐ送っていただいて、11日までに御意見をいただく。特になければそれで。

○吉田副座長 時間が短いから、事務局で流すときに、変えたところを違う色なり何なりでハイライトしておくといいですね。

○原科座長 そういう格好でやります。今おっしゃったようなことで直したものを送ります。

そうしますと、うまくいけば12日の午前中が1つお渡しする可能性。あるいは15日、16日、17日でどこかにすき間をつくります。全部予定が入っていますけれども。それはまた日程調整しましょう。

それでは、恐らくこれから大変な作業になりますので、事務局に頑張っていただきたいのですが、そうすぐにはいかないと思いますので、日程調整につきましては事務局の作業の進み方を見ながらということになります。恐らく年内には日程調整にはかかっていたいただける感じですね。

○事務局（渡辺） 今具体的には何とも言いがたいところです。

○原科座長 そのようなことでできるだけスムーズに進めたいと思います。

これでガイドライン案をつくっていただいて、その案について次からの委員会でまたさらに検討いたします。そのときに、産業界とか学会からいろいろ御意見をいただいていますから、そういうものを踏まえながらガイドラインの具体的な文言について検討していきたいと思います。

○千吉良委員 ちょっと質問です。済みません。

きょういただいた21-1-3の日本計画行政学会さんの資料というのは、私はまだ中身を見ていないのですけれども、どういう扱いになるのですか。

○原科座長 インプットということで。

○千吉良委員 この後読んで、もし何かあれば、それはどこかで。

○原科座長 むしろ案ができて検討する段階で、そういった意見があったというようなことでいいと思います。あるいはフロアからその関係の方が来られたら説明していただく。

今までは大体そういう格好でやってまいりましたので、従来と同じようなパターンでやりたいと思います。

○千吉良委員 わかりました。

○原科座長 よろしいでしょうか。

事務局からは特に何かございますか。よろしいですか。

それでは、おかげさまできょうは少し早目に、2時間程度で終わらしまして、御協力ありがとうございました。

では、よいお年をお迎えください。どうもありがとうございました。

午前11時47分 閉会